

特定化学物質等障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件  
新旧対照条文

○ 特定化学物質等障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件</p> <p>特定化学物質障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>特定化学物質等障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件</p> <p>特定化学物質等障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>